

第3問

Xは、甲州市内のアパートに住んでいたものであるが、就寝中の住宅に侵入し、窃盗または強盗をする計画を企てた。

そこで、昭和62年6月21日午前3時ころ、X宅から50mほどの所に住んでいる祖父Aの自宅へ赴き、無施錠の自転車(約2万5000円相当。以下「本件自転車」)をA宅のガレージから持ち出した。

本件自転車は、実際はAの友人B所有のものであり、広いガレージを有するAにその保管を頼んでいたため、Aが占有をしていたのであったが、Xはこのことを知らなかった。

そして同日午前4時ころ、A宅から5km離れた同市内在住のC女のアパートに侵入し、物音で目を覚ましたCに携帯していたナイフを突き付け、「金を出さないと殺すぞ」などと申し向け、Cの犯行を抑圧しようとした。しかし、Cから家具を投げつけられるなどの思わぬ抵抗を受け、また、Cの叫び声が巡回中の警察官に気づかれたため、その目的を遂げないまま、逃走した。

Xは、C宅から出て、本件自転車に乗り、自宅に逃げ帰ろうとしたが、そこを先程の警察官に発見され、逮捕された。

Xは、犯行時間が深夜で他に適当な交通機関もなかったため、犯行現場へ赴くための交通機関として、また、犯行現場から逃走するための手段として本件自転車を持ち出したものであり、これを乗り捨てる意思はなく、犯行後はA宅ガレージの元の場所に戻すつもりでいたものであった。

XのAに対する罪責について論ぜよ。なお、A宅に対する住居侵入罪(130条)については、検討しなくてよい。

参考判例：最高裁第二小法廷 平成6年7月19日

京都地裁 昭和51年12月17日